

軽井沢町多世代同居支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世代間で支え合いながら生活する多世代同居を推進することにより、親が子どもを安心して産み育てられ、高齢者が安心して暮らせるとともに、子どもの思いやりの心を育てる多世代同居に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、軽井沢町補助金等交付規則（昭和46年輕井沢町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世代世帯 親、子、孫等の三世代以上で構成される世帯をいう。
- (2) 住宅 個人が軽井沢町内に所有し、自己の居住の用に供する部分を有する建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に基づき適正に建築された建築物をいう。
- (3) 同居 1棟の住宅に多世代世帯が居住することをいう。
- (4) 隣居 同一敷地内又は隣接敷地内にある2棟以上の住宅に多世代世帯が居住することをいう。
- (5) 多世代同居 多世代世帯が同居又は隣居することをいう。
- (6) 住宅取得 住宅の新築、建替え及び購入することをいう。
- (7) 住宅取得補助 住宅取得を行う者に対して、その費用の一部を補助することをいう。
- (8) リフォーム工事 住宅の機能向上のために行う増築、改築、改修、修繕、模様替え又は設備改善のための工事（公共下水道及び農業集落排水認可区域内における下水道接続工事等を含む。）をいう。
- (9) リフォーム工事補助 リフォーム工事を行う者に対して、その費用の一部を補助することをいう。
- (10) 引越補助 多世代同居のために専門業者に依頼して引越しを行う者に対して、その費用の一部を補助することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、住宅を所有する者又は住宅を所有する予定の者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 申請月の初日において、多世代世帯のいずれかの者が軽井沢町に継続して3年以上住所を有すること。
- (2) 住宅取得補助を受けようとする多世代世帯の構成員が住宅取得後、全員多世代同居すること。ただし、リフォーム工事補助及び引越補助においては、工事終了後又は引越終了後当該住宅に多世代世帯の構成員が全員多世代同居すること。
- (3) 当該補助金の交付決定後、3年以上多世代同居を継続すること。
- (4) 多世代世帯の構成員の全員が申請日現在において、既に納期限が到来した町税等を滞納していないこと。
- (5) 多世代世帯の構成員の全員が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象住宅)

第4条 住宅取得補助の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 多世代同居するために多世代世帯の構成員のいずれかの者が軽井沢町内に所有する予定の住宅で、多世代世帯の構成員のいずれかの者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をする予定のものであること。
 - (2) 住宅の引渡しを受けた日（建物の全部事項証明書の「原因及びその日付」欄又は「権利者その他の事項」欄に記載された原因日）が平成29年4月1日以降であること。
- 2 リフォーム工事補助の対象となる住宅は、多世代世帯の構成員のいずれかの者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記されたものであること。

(補助対象経費等)

第5条 住宅取得補助の補助対象経費は、住宅の取得に係る工事請負契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）又は売買契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

- 2 リフォーム工事補助の補助対象経費は、リフォームに係る工事費とし、町内に事務所若しくは事業所を有する事業者又は町内に住所を有する個人事業者が施工するリフォーム工事で、工事費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の合計額が 20 万円以上であること。なお、下水道接続工事等については、町内の町指定工事店が施工するものであること。
- 3 引越補助の補助対象経費は、多世代同居のために必要な引越費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（補助対象外の経費）

第 6 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 設計費及び申請手数料
- (2) 賃貸の用に供している住宅又は賃貸の用に供する予定の住宅の工事費用
- (3) 店舗併用住宅及び共同住宅における居住部分以外のリフォームに係る費用
- (4) 門、塀、擁壁、通路、造園等の外構工事及び独立した車庫、倉庫等の新設、改修又は修繕に係る費用
- (5) 家具、家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る費用
- (6) 合併処理浄化槽設備の設置又は撤去工事に係る費用
- (7) 公共工事の施工に伴う移転補償の対象となる住宅をリフォームする場合の費用
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないとするリフォームの費用

（補助金の額）

第 7 条 住宅取得補助及びリフォーム工事補助の補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、当該補助金の額が 50 万円を超える場合は、50 万円を限度とする。

- 2 引越補助の補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、当該補助金の額が 5 万円を超える場合は、5 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 住宅取得補助を受けようとする者は、軽井沢町多世代同居支援補助金交付申請書【住宅取得補助用】(様式第1号の1)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 親、子、孫等の関係を証明できる戸籍全部事項証明書の写し
- (2) 多世代世帯の構成員が町外に居住している場合は、住民票の写し及び納税証明書
- (3) 公図の写し
- (4) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 補助対象住宅の案内図及び平面図

2 リフォーム工事補助を受けようとする者は、リフォーム工事着工前に軽井沢町多世代同居支援補助金交付申請書【リフォーム工事補助用】(様式第1号の2)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 親、子、孫等の関係を証明できる戸籍全部事項証明書の写し
- (2) 多世代世帯の構成員が町外に居住している場合は、住民票の写し及び納税証明書
- (3) 公図の写し
- (4) 補助対象住宅の案内図及び平面図(住宅改修予定箇所を明記したもの)
- (5) リフォーム工事に係る設計図書及び見積書の写し
- (6) 補助対象住宅の所有者が分かる書類

3 引越補助を受けようとする者は、引越しを行う前に軽井沢町多世代同居支援補助金交付申請書【引越補助用】(様式第1号の3)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 親、子、孫等の関係を証明できる戸籍全部事項証明書の写し
- (2) 多世代世帯の構成員が町外に居住している場合は、住民票の写し及び納税証明書
- (3) 公図の写し
- (4) 引越見積書の写し

4 補助金の交付申請は、同一の住宅及び多世代世帯について1回を限度

とする。ただし、引越補助については、住宅取得補助又はリフォーム工事補助とは別に、同一の多世代世帯について1回を限度に交付申請できるものとする。

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、規則第7条の規定にかかわらず、軽井沢町多世代同居支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(計画の変更及び中止)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、軽井沢町多世代同居支援補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、速やかに町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、軽井沢町多世代同居支援補助金変更(中止)承認通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、規則第13条に規定する実績報告書を補助対象事業完了後速やかに軽井沢町多世代同居支援補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 住宅取得補助

- ア 建物登記全部事項証明書又は固定資産所有証明書(家屋)の写し
- イ 住宅取得に係る費用の領収書の写し
- ウ 住宅全体の写真
- エ その他町長が必要と認める書類

(2) リフォーム工事補助

- ア 工事に係る費用の領収書の写し
- イ リフォーム前後のリフォーム箇所の写真
- ウ その他町長が必要と認める書類

(3) 引越補助

ア 引越しに係る費用の領収書の写し

イ その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、規則第 13 条の規定にかかわらず、補助対象事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第 12 条 町長は、規則第 14 条の規定により補助金の額を確定したときは、軽井沢町多世代同居支援補助金確定通知書（様式第 6 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 交付決定者は、前条に規定する通知書の交付を受けたときは、速やかに軽井沢町多世代同居支援補助金交付請求書（様式第 7 号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 14 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第 3 条に規定する要件に該当しなくなったとき。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。